

令和7年度第2回京都市歴史まちづくり推進会議 議事要旨

日 時 令和8年2月3日（火）14:00～16:00
場 所 京都市役所 本庁舎1階 第1会議室
議 題 京都市歴史的風致維持向上計画（2期）の令和7年度末変更について【報告】
歴史的風致形成建造物指定について【意見聴取】
出席者 中川 理委員（座長） 矢ヶ崎 善太郎委員（副座長）／森重 幸子委員／
山村 亜希委員／北川 洋一委員
都市計画局 建築技術・景観担当局長 文山 達昭
文化市民局 文化芸術都市推進室 文化財担当部長 猿渡 毅
京都市建設局 建設企画課部 技術企画担当部長 小田 宏一
欠席者 村上 忠喜委員／麻生 美希委員／石崎 善久委員

配布資料

- 【資料1】京都市歴史まちづくり推進会議委員名簿
- 【資料2】京都市歴史的風致維持向上計画（2期）令和7年度末変更説明資料
- 【資料3】京都市歴史的風致維持向上計画（2期）令和7年度末変更新旧対照表
- 【資料4】歴史的風致形成建造物指定に係る審査資料

（議事要旨）

- 議題1 京都市歴史的風致維持向上計画（2期）の令和7年度末変更について
議題2 歴史的風致形成建造物指定について

内 容 説 明

<開会・公開非公開・次第等説明>

●事務局 本日の会議は、議題1は公開、議題2は非公開とさせていただきます。

<議題1 京都市歴史的風致維持向上計画（2期）の令和7年度末変更について>

- 担当課 資料に沿って説明。
- 委員 歴史的風致形成建造物の指定に係る意見聴取も国のマニュアル改定で基本的には意見聴取が必要なくなるが、京都市の判断で意見聴取をするという認識でよかったか。
- 担当課 歴史的風致形成建造物の指定については、本市要綱に基づき意見聴取の対象となる。国のマニュアル改定により、歴まち計画の変更に対する意見聴取の対象項目が緩和された。
- 委員 国の補助事業の兼ね合いから、第

6章掲載事業の内容の変更があるが、様々な部局の事業が掲載されている。今後も景観政策課が対応されるのか。

●担当課 部局をまたいでいても、それらを繋ぐのが歴まち計画になる。京都市の歴史的風致の維持向上に寄与する事業かどうかの精査は、歴まち計画を所管する当課の役割となる。

○委員 様々な事業が出てくるが、果たして歴史的風致に寄与する事業なのかどうかの判断がどこかで必要。その内容は、景観政策課や当会で今後も議論していく必要はあると思うので、その点は配慮いただきたい。

○委員 京町家の関連事業について、これまで実施していた事業の継続として、歴まち計画に追加するのか、それとも、来年度から新規で実施するものなのか。

●担当課 関連事業の中に複数の取組があり、継続する取組もあれば、新規の取組として実施予定のものもある。国の新設補助で対象となる情報発信等の事業も加えている。

●担当課 追加で説明させていただく。今回の議題1でお伝えしたかったことは大きく3つある。1つ目は、歴まち法第7条に「計画の変更をする場合は、法定協議会の意見を聴かなければならない」と定められていたが、今回の国のマニュアル改定に伴い「計画の変更」の定義が変わった。これまで「歴史的風致形成建造物の指定候補の追加」は、計画の変更に該当していたが、今回から軽微な変更該当するため、必ずしも意見聴取が必要ということではなくなった。ただ、京都市歴史的風致維持向上計画の策定及び実施等に関する要綱で、「歴史的風致形成建造物に指定する場合は、法定協議会に意見を聴かなければならない」としている。法の定義が変わっただけで、今後も歴史的風致形成建造物の指定候補の追加及び歴史的風致形成建造物の指定に関しては、これまで通りご議論していただく内容は大きく変わっていないため、今回ご意見をいただきたく、報告とさせていただきます。

2つ目は、新たな国の補助事業の創設に

ついて報告させていただく。これまでも国費を活用していたが、来年度から、別の財布として国の事業が新設され、歴まち計画に関連する事業として位置付けることによって、国の財政支援を受けられるようになる。これまでは国費対象とならなかった事業も該当するため、国の財政支援を受けていきたい事業を歴まち計画へ追加することとなる。

3つ目は、京都市の歴まち計画の今年度末の変更内容を新旧対照表（資料3）で報告させていただいた。

○委員 一般論として国からの補助は重要だと思う。歴まち計画の枠の中で加えていくのは理解できるところではあるが、どのような事業がこの枠の中に入るのかは、当会できちんと見ていかなければいけないかと思う。

<議題2 歴史的風致形成建造物指定について>

（非公開）

<閉会>

●事務局 委員の皆様からいただいた御指摘等を整理し、資料を修正させていただく。